

このメールマガジンは、メールでの情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

/// I N D E X ///

- ・特集…………… 面接練習の方法「実践形式の模擬面接」
- ・支援情報…………… 「自立支援教育訓練給付金」の充実
- ・12月の予定 …… 定期法律相談
- ・編集後記…………… 「児童福祉法」制定69年後、初の改正

■ 特 集 ……………

◆実践形式の模擬面接

面接を成功させるためには、「事前練習」と「慣れ」が大きなポイントです。実践形式の面接練習を繰り返し行うことにより、「事前準備」のチェックができ、「慣れ」による安心感が生まれます。ここでは、その両方をカバーする模擬面接の進め方を紹介します。

★模擬面接の準備と進め方

□2人で行う場合は、応募者役・面接官役を決める。3人以上で行う場合は、面接官役（1～2人）、観察者（1人～）を決める。

□面接官役は応募書類（履歴書・職務経歴書）を事前に読み込む。

□面接官役は、質問する・「質問例（マガ37号特集）」を参照。わかりにくい返答があれば「もっと具体的に説明してください」「〇〇とは、何ですか」など、より踏み込んで質問してもいい。

□応募者役は面接部屋に入室するところから始める。

□面接が終了したら、退出するところまで行う。

□観察者がいれば観察者がコメントし、その後、面接官役がコメントする。

□応募者役が実際に行ってみてどうだったか、感想を述べる。

□全体で感想・意見交換。

※自分が気になったところが、面接官役や観察者にはさほど気にされていないなかったり、反対に気にしていないところに注目されていたりすることもあります。

また、役割を交替して実践すると、みえてくる部分も異なってきます。事前練習をすることで、慣れることその他、客観的な視点も大きな参考になるので効果的です。

協力してもらえる方がまわりにいたら、是非、実践してみてください。

エール長崎では、サポートのひとつとして「模擬面接」を行っています。あなたらしさが伝わるよう、一緒に考え、温かい雰囲気の中でサポートさせていただきます。

本番前に自信をつけ、緊張をほぐしませんか？

どうぞ、お気軽にご利用ください(^ ^)

■ 支援情報 ……………

◆自立支援教育給付金が増額されています！

母子家庭の母又は父子家庭の父で、雇用保険から教育訓練給付を受けられない方が教育訓練を受講し、修了した場合に支給される給付金「自立支援教育訓練給付金」が、

2割相当（上限10万）⇒6割相当（上限20万）へ、増額されています。

【対象者】

1. 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準である方
2. 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のない方
3. 教育訓練を受けることが適職に就くために必要である方

【対象講座】

1. 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
2. 上記以外で別に定める就業に結びつく可能性の高い講座
(詳しくはお問合せ下さい。)

【問合せ先】

まずは、お住まいの市町福祉事務所の相談窓口（母子・父子自立支援員）へご相談ください。
 町（長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町）にお住まいの方は県の福祉事務所の相談窓口へご相談下さい。

○各福祉事務所の連絡先一覧表

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/jido-hitorioya/hitorioya-kafu/hitori-kafusodan/146495.html>

■ 12月の予定

◎ 「YELLながさき定期法律相談」

12月21日（水）13:00～16:00

《事前予約受付中》

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も
行っております。まずはご相談ください<(_ _)>

■ 編集後記

◆ 「児童福祉法」の改正

先日、子育て支援に関する研修に参加させていただき、来年度より「児童福祉法」が改正されることを知りました。
 児童福祉法は、昭和22年の戦後すぐに制定されたもので、実に69年を経て初めての改正です。
 昨今、子どもの尊厳や命の存在を根底から無視したような現状が後を絶ちません。児童福祉法においても、昭和22年の制定時から見直されておらず、児童が権利の主体であること、児童の最善の利益が優先されること等が明確でないといった課題が指摘されていたようです。そのため、改正に際して、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化することが位置づけられ、児童の権利として明文化されます。

先月、11月は児童虐待防止推進月間であることをご紹介しましたが、児童福祉法の改正をひとつのきっかけに、すべての子どもたちが人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられるよう、今一度意識を持ち、社会全体で支えていくことが必要だと深く感じました。

最後まで読んでいただきありがとうございました<(_ _)>

////////////////////

@エールながさきのメールマガジン

発行日：毎月2回発行（休刊：祝日、年末年始など）

※ご意見ご感想はこちらまで

yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

@YELLながさき通信

毎月、情報誌「YELLながさき通信」を発行しています。

ご購入希望の方はご連絡ください。

また、ホームページからも読む事が出来ます。

http://www.yell-nagasaki.jp/yell_tuushin

@フェイスブックページでも情報発信しています。

あわせてご覧ください<(_ _)>
<https://www.facebook.com/yellnagasaki>

@応募書類作成支援
エールながさきでは、職務経歴書の書き方からパソコンでの作成・印刷までサポートしています。何か不安な事、分からない事がありましたら、ぜひご相談ください。
また、メールでの添削・アドバイス等もしております。

※今後、本メールマガジンが不要な方は、ご面倒ですが、下記アドレスまでメールを送信ください<(_ _)>
yell@nagasakishi-boshikai.jp
【件名】メルマガ配信解除
【本文】①名前 ②フリガナ

//

【発行元】

■ YELL（エール）ながさき
■ ■ 長崎県ひとり親家庭等自立促進センター
■ ■ ◆ 〒852-8108 長崎県長崎市川口町長崎西洋館2階
■ ■ ■ ◆ TEL:095-813-0800 FAX:095-848-1112
■ ■ ■ ■ ■ MAIL:yell@nagasakishi-boshikai.jp
■ ■ ■ ■ ■ HP:http://www.yell-nagasaki.jp/

//

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

//